焼津市競争入札参加資格停止措置要綱

平成24年２月７日告示第30号

（趣旨）

第１条　この要綱は、市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計又は監理等の委託並びに物品の製造の請負、買入れ、売払い、借入れ及びリース並びに役務の提供の契約（市が外部団体から受託し、建設工事等を執行する契約を含む。以下「市等発注契約」という。）に係る契約候補者の選定及び契約相手方の決定において、契約の相手方として不適格な者を排除するための措置について、必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格停止）

第２条　市長は、焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号。以下「資格要綱」という。）に基づき有資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）が別表第１及び別表第２の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置基準のいずれかに該当した場合は、別表各号に定める期間の範囲内において、当該有資格者に対し、入札参加資格を停止する措置（以下「資格停止措置」という。）を行うものとする。

２　市長は、前項の規定により資格停止措置を行ったときは、当該資格停止措置を受けた者（以下「資格停止者」という。）に対し、入札への参加を拒否し、又は指名競争入札における指名をせず、若しくは指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体等に関する入札参加資格停止）

第３条　市長は、前条第１項の規定により元請負人に対して資格停止措置を行う場合において、当該資格停止について同様の責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の資格停止期間の範囲内で期間を定めて資格停止措置を行うものとする。

２　市長は、前条第１項の規定により共同企業体又は事業協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。以下同じ。）に対し資格停止措置を行うときは、当該共同企業体又は事業協同組合等の構成員である有資格者（明らかに当該資格停止措置について責めを負わないと認められる者を除く。）に対しても、当該共同企業体又は事業協同組合等の資格停止措置の期間の範囲内で期間を定め、資格停止措置を行うものとする。

３　市長は、前条第１項又は前２項の規定による資格停止者を構成員に含む共同企業体又は事業協同組合等について、当該資格停止措置の期間の範囲内で期間を定め、資格停止措置を行うものとする。

（合併等による事業承継者に対する入札参加資格停止）

第４条　市長は、資格停止者から事業を承継した者が資格要綱第９条の規定に基づき特例申請を行い、資格停止者の入札参加資格を承継した場合は、当該承継者に対して、当該資格停止者の資格停止措置の期間の残存期間について資格停止措置を行うものとする。

（資格停止措置の期間の特例）

第５条　有資格者が一の事案により別表各号に規定する二以上の措置基準に該当したときは、当該措置基準ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって資格停止措置の期間の短期及び長期とする。

２　有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合の資格停止措置の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の２倍（当初の入札参加資格停止の期間が１月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

⑴ 別表各号の措置基準に係る資格停止措置の期間の満了後１年を経過するまでの間（入札参加資格停止の期間中を含む。）に、別表各号の措置基準に該当することとなったとき。

⑵ 別表第２第１号から第７号までの措置基準に係る資格停止措置の期間の満了後３年を経過するまでの間に、同表第１号から第７号までの措置基準に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

３　市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前２項及び第８条第１項第１号から第３号までの規定による資格停止措置の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格停止措置の期間を当該短期の２分の１まで短縮することができる。

４　市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第１項の規定による長期を超える資格停止措置の期間を定める必要があるときは、資格停止措置の期間を当該長期の２倍（当該長期の２倍が36月を超える場合は、36月）まで延長することができる。

５　市長は、資格停止者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項及び第８条に定める期間の範囲内で資格停止措置の期間を変更することができる。

６　市長は、有資格者について、極めて悪質な事由が明らかになった場合において、別表第２第５号又は第７号に該当し、かつ、当初の資格停止措置の期間が満了しているときは、当初の資格停止措置の期間を変更したと想定した場合の期間から当初の入札資格停止措置の期間を控除した期間をもって、新たに資格停止措置を行うことができるものとする。

（資格停止措置期間の継続）

第６条　資格停止者が資格停止措置の期間中に有資格者でなくなったときにおける資格停止措置は、有資格者でなくなった日以後も継続するものとする。

（資格停止措置の解除）

第７条　市長は、資格停止者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとな

ったと認めたときは、当該資格停止者について資格停止措置を解除するものとする。
2　別表２第12号の措置要件に該当したことにより資格停止措置を受けた有資格者は、当該措置要件に該当した事由が消滅したことにより、入札参加資格停止措置の解除を求めるときは、市長に入札参加資格停止措置解除の申請をしなければならない。
3　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該措置要件が消滅したことを確認できたときは、当該資格停止措置を解除するものとする。
4　前２項の審査に係る申請方法その他必要な事項は、別に定める。
（独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止措置の期間の特例）
第８条　市長は、第２条から第６条までの規定による資格停止措置を行う際（資格停止措置の期間中を含む。）に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当初の資格停止措置を加重するものとする。
(1) 談合情報を得た場合又は市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第２第５号又は第７号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期を２倍とする。
(2) 別表第２第４号から第９号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の６第１項。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の６第２項。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ別表第２中当該各号に定める短期を２倍とする。
(3) 別表第２第４号又は第５号に該当する有資格者について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があったとき（前２号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ別表第２中当該各号に定める短期を２倍とする。
(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第３条第４項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第２第４号又は第５号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（前各号に該当することとなった場合を除く。）。
(5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第２第６号又は第７号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第１号又は第２号に該当することとなった場合を除く。）。
（報告）

第９条　市等発注契約を執行する担当課長は、所管する市等発注契約について別表第１の措置基準に該当すると認められるとき又はその疑いがあるときは、速やかに事故・事件等発生報告書（様式第１号）によりその所属する部長を経て当該市等発注契約に係る入札参加資格登録事務を所管する課長に報告しなければならない。

２　市等発注契約を執行する担当課長は、第５条に規定する入札参加資格停止の期間の変更又は第７条に規定する入札参加資格停止の解除事由に該当すると認められるときは、速やかに入札参加資格停止措置の期間変更（解除）事由発生報告書（様式第２号）によりその所属する部長を経て当該市等発注契約に係る入札参加資格登録事務を所管する課長に報告しなければならない。

（資格停止措置の通知）

第10条　市長は、第２条若しくは第３条の規定により資格停止措置を行い、若しくは第５条の規定により資格停止措置の期間を変更し、又は第７条の規定により資格停止措置を解除することと決定したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ様式第３号、様式第４号又は様式第５号により通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により資格停止措置の通知をする場合において、当該資格停止措置の事由が市等発注契約に関するものであるときは、必要に応じ改善報告書（様式第６号）により改善措置の報告を徴するものとする。

（審査）

第11条　市長は、資格停止措置に関する決定を行うに当たり、別に設置する入札参加者の資格審査に係る委員会に諮問することができる。

（資格停止措置の特例）

第12条　市長は、契約の目的及び内容によりやむを得ない事由があると認めるときは、資格停止者を入札に参加させることができる。

（随意契約の相手方の制限）

第13条　市長は、資格停止者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の目的及び内容によりやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第14条　市長は、資格停止者が市等発注契約に関する業務を下請し、又は受託することを承認してはならない。ただし、当該契約の目的及び内容によりやむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

（資格停止措置に至らない事由に関する措置）

第15条　市長は、資格停止措置に至らない事由により入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成24年４月１日から施行する。

（焼津市物品製造等の契約に係る指名停止等措置要綱の廃止）

2　焼津市物品製造等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成17年焼津市告示第95号）は、廃止する。

（経過措置）

3　この告示の施行の日前に焼津市物品製造等の契約に係る指名停止等措置要綱の規定に基づき入札参加資格停止等の措置を受け、その期間内にある者は、同日において焼津市競争入札参加資格停止措置要綱の規定に基づき当該入札参加資格停止等の残余期間を期間とする資格停止等の措置を受けたものとみなす。

附　則（令和２年３月 27 日告示第 65 号）

（施行期日）

1　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日前に資格停止措置を行うべき事由が生じた行為に係る措置の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和３年８月 20 日告示第 271 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（令和４年５月 30 日告示第 186 号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表１（第２条、第５条、第８条関係）
静岡県内において生じた事故等に基づく措置基準

措置基準	期間
（虚偽記載） １　市等発注契約に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１月以上６月以内
（過失による粗雑履行等） ２　市等発注契約の履行に当たり、過失により粗雑に施工し、製造し、又は業務を実施したと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から１月以上６月以内
３　県内において履行された発注契約等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般発注契約等」という。）について、過失により粗雑に施工し、製造し、又は業務を実施した場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から１月以上３月以内
（契約違反） ４　第１号に掲げる場合のほか、市等発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上４月以内
（公衆損害事故） ５　市等発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から１月以上６月以内
６　一般発注契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から１月以上３月以内
（工事等関係者事故） ７　市等発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事又は業務等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上４月以内
８　一般発注契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事又は業務等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上２月以内

別表２（第２条、第５条、第８条関係）
贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置基準	期間
（贈賄） １　次のイ、ロ又はハに掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	４月以上12月以内
ロ　有資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	３月以上９月以内
ハ　有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	２月以上６月以内
２　次のイ、ロ又はハに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　代表役員等	３月以上９月以内
ロ　一般役員等	２月以上６月以内
ハ　使用人	１月以上３月以内
３　次のイ、ロ又はハに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　代表役員等	２月以上６月以内
ロ　一般役員等	１月以上３月以内
ハ　使用人	１月以上２月以内
（独占禁止法違反行為） ４　業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から６月以上24月以内
５　市等発注契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から18月以上36月以内
（競売入札妨害又は談合） ６　有資格者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次	逮捕又は公訴を知った日から６月以

号に掲げる場合を除く。）。	上24月以内
7　市等発注契約に関し、役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から18月以上36月以内
（業法違反行為） 8　建設業法（昭和24年法律第100号）等の事業に係る法令の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から１月以上９月以内
9　市等発注契約に関し、建設業法等の事業に係る法令の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から２月以上９月以内
（不正又は不誠実な行為） 10　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１月以上９月以内
11　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１月以上９月以内
（経営不振） 12　次に掲げる経営不振の状態にあり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
イ　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされたとき。	当該認定をした日から破産手続開始の決定がなされる日まで又は破産手続開始の申立てを棄却する決定があった後に事業継続が確認できるまで
ロ　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされたとき。	当該認定をした日から再生手続開始決定がなされるまで
ハ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされたとき。	当該認定をした日から更生手続開始決定がなされるまで

二　金融機関から取引停止となったとき。	当該認定をした日から取引再開が確認されるまで